

国名:オーストラリア

	項目	内容	調査方法・情報源
1)	EPAs/FTAs	<p>1) 日本・オーストラリア経済連携協定(2015年1月15日発効)¹</p> <p>2) 地域的な包括的経済連携協定(RCEP)(オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、日本、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナムの10ヶ国対象に2022年1月1日発効。その後韓国が2022年2月1日、マレーシアが2022年3月18日、インドネシアが2023年1月2日、フィリピンが2023年6月2日に発効。)²</p> <p>3) アセアン・オーストラリア・ニュージーランド FTA (AANZFTA) —(オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、ミャンマー、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナムの8ヶ国対象に2010年1月1日発効。タイが2010年3月12日発効、ラオスが2011年1月1日発効、カンボジアが2011年1月4日発効、インドネシアが2012年1月10日発効。)³</p> <p>当局の情報源:⁴</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1901年関税法(Customs Act 1901) ● 1995年関税率法(Customs Tariff Act 1995) ● 2004年関税率規則(Customs Tariff Regulations 2004) ● 2015年関税規則(国際義務)(Customs (International Obligations) Regulation 2015) ● 2015年関税規則(アセアン・オーストラリア・ニュージーランド間原産地ルール)(Customs (ASEAN-Australia-New Zealand Rules Of Origin) Regulations 2015) ● 2021年関税規則(RCEP原産地ルール)(Customs (Regional Comprehensive Economic Partnership Rules of Origin) Regulations 2021) 	オーストラリア外務貿易省(DFAT)ウェブサイト上のFTA記録 ⁵ 及びオーストラリア国境警備隊(Australian Border Force:ABF)ウェブサイト上のガイダンス資料(脚注参照)。

¹ ABF 発行の原産地証明書ガイダンス資料: [instructions-guidelines-japan-aus-fta.pdf \(abf.gov.au\)](https://www.abf.gov.au/instructions-guidelines-japan-aus-fta.pdf)

² ABF 発行の原産地証明書ガイダンス資料: <https://www.abf.gov.au/free-trade-agreements/files/RCEP-rules-of-origin.pdf>

³ ABF 発行の原産地証明書ガイダンス資料: [AANZFTA First Protocol - 1 October 2015 \(abf.gov.au\)](https://www.abf.gov.au/aanzfta-first-protocol-1-october-2015)

⁴ 原産地証明書要件に関するオーストラリアの補足法律文書は次のリンク参照: [Federal Register of Legislation](https://www.federalregister.gov/)

⁵ [Australia's free trade agreements \(FTAs\) | Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade \(dfat.gov.au\)](https://www.dfat.gov.au/free-trade-agreements-ftas)

		<ul style="list-style-type: none"> 2014 年関税規則(日本原産地ルール) Customs (Japanese Rules of Origin) Regulation 2014 	
2)	発給機関	<p>輸出: オーストラリアの輸出に関する原産地証明書(CoO)発給機関は、</p> <ul style="list-style-type: none"> オーストラリア商工会議所(Australian Chamber of Commerce and Industry) 州・準州の工業会議所(State / Territory Chamber of Industry) オーストラリア産業グループ(Australian Industry Group)^{6 7} <p>輸入: オーストラリア国境警備隊(Australian Border Force: ABF)が、オーストラリアへの輸入特恵税率適用申請用の原産地証明書を承認する権限を有する。</p> <p>ABF は、輸入における原産地に関する教示も行っている。当該教示は 5 年間有効である。当該教示は、事前教示に該当する。⁸</p>	
3)	発給手数料	<p>オーストラリアの輸出者へ発給する CoO の発給手数料は発給機関のウェブサイトで公開していない。輸出者は必要書類を事前に申請する。</p> <p>ABF の事前教示は無料である。</p> <p>オーストラリアの発給機関は、CoO 発給サービスを 24 時間提供している。</p>	
4)	必要書類 ／ 申請手順	<p>オーストラリアの CoO 要件は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出者情報フォームを記入し、輸出者を代表する署名権限者のリストとともに発給機関に提出する。 発給機関のスタンプ押印前に原産の証拠(インボイスの写し、船荷証券、信用状、又は法定の申告書)を提出する。 輸出者は、発給機関の記録のためにスタンプを押印する書類の写しを提出する必要がある。 認証を受けるため、輸出者は輸出申告書の全ての付属書類の左下部に署名する必要がある。 	<p>発給機関のウェブサイト、Austrade ウェブサイト、オーストラリア商工会議所のウェブサイト</p>

⁶ Austrade の発給機関リスト及びそのウェブサイト <https://www.austrade.gov.au/contact/faqs/what-is-a-certificate-of-origin>

⁷ CoO に関するオーストラリア商工会議所のウェブサイト <https://www.australianchamber.com.au/international/certificates-of-origin/>

⁸ 原産地事前教示用フォームの詳細及びガイダンスについては、以下の URL を参照。
<https://www.abf.gov.au/importing-exporting-and-manufacturing/free-trade-agreements>

		<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアの CoO フォームは、オーストラリアが原産国以外の場合には使用不可。 CoO はタイプ入力でなければならない。 CoO は、輸入者、輸出者、又は製造者が記入できる。 <p>発給機関は、フォームを提供する。当該機関を通じてフォームを提出すること。</p> <p>AUD 1,000 未満のオーストラリアへの輸入には、原産国の証拠書類は不要。</p> <p>オーストラリアの輸入者は、貨物の輸入日より 5 年間、当該輸入貨物に関する CoO、原産国の証明書類又はその写し等の書類を保管しなければならない。</p> <p>原産地証明書類を記入・署名し、CoO を申請したオーストラリアの輸出者又は製造者は、発給日より 5 年間、当該輸出者又は製造者が提供した CoO 又は原産国の貨物がオーストラリア原産であることを証明するために必要な全ての記録を保管しなければならない。</p>	
5)	電子ファイル提出	<p>可能—ABF は全ての業務を電子で行っており、輸入申告の一部として電子形式の CoO を認める。</p> <p>ただし、輸出者は A4 用紙の写しを保管する必要がある。CoO は紙媒体の写しになるが、発給機関の権限付署名及び当局の印は電子で捺印することは可能。</p>	
6)	遡及発給	<p>遡及発給は輸出日より 12 ヶ月以内に可能。</p> <p>仲介業者・輸入者を通じて、エラー・ノーティスを提出することにより輸入申告修正が可能。</p> <p>CoO には「遡及発給」との文言を付すこと。</p>	
	遡及発給 CoO の適用は可能か(輸入地において、一旦は一般(MFN)税率で通関後、遡って EPA 特恵税率を適用できるか、つまり一旦支払	<p>可能。輸入申告書に、納税を含むエラー・ノーティス及び納付済み関税の調整を行うプロセスがある。</p>	

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりベーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

	た MFN 税率と EPA 特恵税率との差額を還付してもらえるか)		
7)	再発給	再発給申請の場合、輸出者は当該発給機関に連絡する。	
8)	第三国インボイス	使用可能。 第三国インボイスの適用及び発行会社名を CoO 上に記載する。	
9)	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	使用可能。必要情報、要件を含め、適用する HS コードのバージョンについて各協定内容を要確認。	
10)	非加工証明書	なし。(最低オペレーション要件の順守を示すためにオーストラリア当局が要求する証明書は存在しないと見られる。)	
11)	累積必要書類	貨物が関税分類 (Tariff Classification (CTC)) に関する変更を充足していることを証明する書類及び累積適用を確認するための CoO。	

調査日(確認日)2023年3月5日